子ども・子育て支援に係る附属機関の見直し

参考2

【現行の審議会等】

【子ども・子育て会議】

○子ども・子育て支援法に基づく 附属機関

児童福祉や青少年健全育成を含む総合的な子ども・子育て支援施策について審議を行う 機関

【青少年問題協議会】

○地方青少年問題協議会法に 基づく審議会

【社会福祉審議会】

- ○社会福祉法に基づく審議会
- •民生委員専門分科会
- ・ 障がい者福祉専門分科会
- •高齢者福祉専門分科会
- •地域福祉専門分科会
- •児童福祉専門分科会

【今後の審議会等】

【新】子ども・子育て会議

- ○子ども・子育て支援法に基づく
- 附属機関
- ○児童福祉法に基づく審議会
- ○地方青少年問題協議会法に基づく審議会

児童福祉や青少年健全育成を含む総合的な 子ども・子育て支援施策について審議を行う 機関

【社会福祉審議会】

- ○社会福祉法に基づく審議会
- •民生委員専門分科会
- ・ 障がい者福祉専門分科会
- •高齢者福祉専門分科会
- •地域福祉専門分科会